

無料相談

■市民総合相談課（市役所南庁舎1階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口 41番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
 と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
 平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
 土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター 42番窓口》

内容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
 と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎1階）☎ 0857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回です。

内容：法律全般（弁護士対応）
 と き：12/5（火）・12（火）・19（火）・26（火）
 13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）

ところ：本庁舎
 予 約：11/24（金）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）

と き：12/27（水）13:00～15:30（定員5人）
 ところ：本庁舎
 予 約：12/25（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）

と き：12/13（水）13:00～15:30（定員5人）
 ところ：本庁舎
 予 約：12/6（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
 と き：12/21（木）13:00～15:45（定員3人）
 ところ：本庁舎
 予 約：12/14（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
 と き：12月6日（水）13:30～16:00
 ところ：県庁 会議室（東町一丁目）
 ☎ 県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

行政への困りごと相談（無料）

内容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
 と き：11/8（水）・21（火）・28（火）・12/7（木）13:30～15:00
 ところ：11/8＝輝なんせ鳥取、11/21＝さざんか会館、11/28＝トスク本店インフォメーションルーム、12/7＝市役所南庁舎
 ※翌月7日までの情報を掲載しています。
 ☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5542

特設人権相談

と き：11月9日（木）13:00～16:00
 ところ：さざんか会館（富安二丁目）
 内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
 ☎ 鳥取地方務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
 ※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

人権・生活相談（無料）

と き：11月7日（火）・14日（火）・21日（火）
 15:00～17:00（定員各2人ずつ）
 ところ：人権交流プラザ（幸町151）
 内容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）
 ☎ 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067
 ※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

行政書士無料相談

と き：11月11日（土）10:00～15:00 ※当日受付、先着順
 ところ：県立図書館2階 小研修室
 内容：相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可などの手続きなど（行政書士対応）

と き：12月3日（日）10:00～15:00 ※当日受付、先着順
 ところ：気高図書館2階 会議室
 内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士対応）
 ☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

司法書士無料相談会

と き：11月21日（火）16:00～18:00 ※要予約
 ところ：県立図書館2階 小研修室
 内容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
 ☎ 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

中国5県縦断法律相談会

と き：11月12日（日）10:00～16:00 ※事前予約可
 ところ：鹿野町農業者トレーニングセンター（鹿野町鹿野）
 内容：相続・遺言、財産管理（成年後見）ほか、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般
 電話相談 0120-391-351（11/11・12・19のみ）
 ☎ 日本司法書士会連合会中国ブロック会事務局 ☎ 082-221-5345（9:00～17:00）

空き家・空き土地・不動産 こまりごと無料相談会

と き：11月14日（火）13:00～16:00
 ところ：とりぎん文化会館2階第2会議室
 内容：空き家・空き土地の対策・活用、不動産に関する相談・トラブル ※弁護士・司法書士・建築士・土地家屋調査士・宅地建物取引士対応
 ☎ 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会鳥取本部 ☎ 0857-27-1844

リファーレンいなば リサイクルファクトリー 11月スケジュール

内容	日時	定員	費用
マイバック（大型・マチ有り）	11日（土）10:00～15:00	5人	無料
裂き織り	14日（火）10:00～11:30 13:30～15:00	3人 3人	実費
健康布ぞうり	18日（土）10:00～15:00	10人	100円
余り布でフクロウの小物 置台付	24日（金）10:00～12:00	5人	100円

参加申込 当月1日より受付（先着順）
 ※持ち物など、詳しくは電話でお問い合わせください。
 ※上記以外の体験講座や外部出張も行います。お気軽にご相談ください。
 ☎ リファーレンいなば（伏野2220）☎ 0857-59-6026
 開館時間：10:00～16:00
 （月曜日休館 ※ただし月曜日が祝日の場合は翌平日）

公益財団法人 渡辺美術館 吉田茅穂子日本画展・山陰海岸ジオパーク日本画展

と き 11月4日（土）～12月11日（月）
 ※火曜日休館（祝日の場合開館翌日休館）
 10:00～17:00（月・水・木・金は15:00まで）
 入館料（上記期間中）
 一般 900円 障がい者 400円
 高校生 500円 小・中学生 300円
 ☎ 渡辺美術館（覚寺55番地）☎ 0857-24-1152

簡単にできる料理を紹介します。 鳥取市食育推進委員会 鹿野支部 乾物編 Vol.6 ☆高野ドッグ☆



材料（12個分）				
A	高野豆腐（乾）	2枚	ウインナー	4本
	牛乳	150ml	卵	1個
	水	50ml	牛乳	大さじ2
	砂糖	大さじ2	揚げ油	大さじ2弱
	ホットケーキミックス	100g	爪楊枝	12本

- 鍋にAを入れて火にかけ、牛乳が温まってきたら一度火を止める。高野豆腐を加え、高野豆腐が軟らかくなったら弱火にかけ、汁気がなくなるまで煮る（約10分）。
- 高野豆腐は1枚を12等分に切り、24個準備する。
- ウインナーは1本を3等分に切り、12個準備する。
- ポウルに牛乳と卵を入れてよく混ぜ合わせ、ホットケーキミックスを加えてさらに混ぜ合わせる。
- 高野豆腐2個とウインナー1個を爪楊枝に交互に刺し、④をまわりに絡める。
- フライパンに多めの油を熱し、⑤を入れて返しながら四方色よく焼く。

一口メモ…余った煮物の高野豆腐を使っても美味しいですよ。ウインナーの代わりにちくわなど、アレンジして楽しんでください。

1個分	エネルギー	104kcal	脂質	5.9g
	タンパク質	3.8g	塩分	0.3g

No.056

ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

ガード博士からのワンポイント！

訪問購入のルールを知って、ルールを守らない業者と契約しないことも大切じゃよ！

「古着を買い取る」と電話があり、訪問を承諾した。業者が訪ねてきたので、古着を出したところ、「古着は値がつかない。貴金属はないか」と聞いてきた。断ったが、しつこく言われるので怖くなり、ネックレスと指輪を見せたところ、契約書とお金を渡され、持って帰られた。売るつもりはなかったので取り戻したい。

「アドバイス」

訪問購入では、飛び込みの勧誘や、事前に買い取りを承諾していない物品について勧誘することは、禁止されています。事例のように、当初の話とは別の物品の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

契約した場合でも、クーリング・オフ制度により、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で契約の解除ができます。しかし、業者が物品を紛失したり、消費者に通知せずに売却してしまい、物品が返還されないリスクがあります。そのため、クーリング・オフ期間内は、業者に物品の引き渡しを拒むことができます。ただし、自動車、本など適用除外とされている物品についてはクーリング・オフできません。

メール助手